23年10月1日10月 生食用牛肉の 現格運輸加設定されます!

規格基準を満たしていない施設での生食用牛肉の 加工・販売はできません!!

牛肉を生食用として加工する際の基準や成分規格など生食用牛肉の規格基準が食品衛生法に基づき規定され、平成23年10月1日から施行されます。

○ 主诊内容



枝肉等を仕入れ、生食用に加工する営業者が満たさなければいけない主な基準は、 以下のとおりです。

- ●生食用食肉の加工は、<u>他の設備と区分された場所で行うこと。また、専用の手洗い・</u>シンク・器具や手指の消毒設備及び専用の器具が必要。
- ●生食用食肉の加工は、食肉の衛生等に関する講習会(3時間)の受講(認定生食用食肉取扱者)など一定の要件を満たした者が行うこと。
- ●肉塊表面を加熱殺菌すること。(原材料として使う牛肉は、凍結していないものを 枝肉から衛生的に切り出し、速やかに気密性のある容器包装に入れ、密封する。その 後、表面から 1cm の深さを60℃で2分間以上加熱する方法で殺菌し、すみやかに 4℃以下に冷却すること。)

<成分規格>

加工基準にしたがい生食用に加工された生食用牛肉には、以下の成分規格が適用されます。

- ●生食用牛肉は、腸内細菌科菌群が陰性でなければならない。 加工した生食用牛肉は、定期的に検査*を実施し、成分規格に適合していること を確認し、その記録を1年間保存しなければならない。
 - * 検査は25検体を検査し、全て腸内細菌科菌群が陰性であることを確認すること

● 生食用牛肉は、4℃以下(冷凍品は-15℃以下)で保存しなければならない。

○ 表示の基準

<容器包装への表示>

通常の表示に加えて、生食用牛肉には以下の表示が必要です。

- ●生食用である旨
- ●とさつ又は解体が行われたと畜場の所在する都道府県名(輸入品にあつては、原産 国名)並びに当該と畜場の名称及びと畜場である旨
- ●加工施設の所在する都道府県名(輸入品にあつては、原産国名)並びに当該加工施設の名称及び加工施設である旨
- ●一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨
- ●子ども、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨

○ 規格基準に適合しない生食用牛肉を加工・販売したら?

規格基準に適合しない生食用牛肉の加工·販売はしないでください。 食品衛生法違反として店舗名等を公表する場合があります!

○ 年商以外は生食で加工・販売してもいりの?

今回、生食での提供に関する規格基準が設定されたのは牛肉だけです。

都内では、鶏刺し、牛レバーなどの生肉料理によるカンピロバクターや腸管出血性 大腸菌による食中毒が多発しています。

牛レバー・鶏肉・豚肉などを生食用として加工・販売しないでください! 馬肉は、従前の衛生基準にしたがって加工・販売して下さい。

↑ 食中毒を起こしたら…

食中毒を起こした店が負うべき責任は多岐にわたります。食品衛生法違反として営業停止の行政処分を受けることになるほか、被害者への賠償責任が生じます。規格基準を満たした牛肉以外を生で提供することは絶対にやめましょう!

【問い合わせ先】

新宿区保健所衛生課

食品監視第一係 03-5273-3833

食品監視第二係 03-5273-3837

○生食用食肉の規格基準

| 成分規格 | (1) 生食用食肉は、腸内細菌科菌群が陰性でなければならない。 (2)(1)に係る記録は、1年間保存しなければならない。 | |
|------|---|---|
| 加工基準 | 一般規格(設備の衛生) | (1) 加工は、他の設備と区分され、器具及び手指の洗浄及び 消毒に必要な専用の設備を備えた衛生的な場所で行わなけれ ばならない。また、肉塊(食肉の単一の塊をいう)が接触す る設備は専用のものを用い、一つの肉塊の加工ごとに洗浄及 び消毒を行わなければならない。 |
| | 一般規定 (器具の衛生) | (2) 加工に使用する器具は、清潔で衛生的かつ洗浄及び消毒の容易な不浸透性の材質であって、専用のものを用いなければならない。また、その使用に当たっては、一つの肉塊の加工ごとに(病原微生物により汚染された場合は、その都度)、83°以上の温湯で洗浄及び消毒をしなければならない。 |
| | 一般規定(食品取扱者) | (3) 加工は、法第 48 条第 6 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者、同項第 4 号に該当する者のうち食品衛生法施行令(昭和 28 年政令第 229 号)第 35 条第 13 項に規定する食肉製品製造業(法第 48 条第 7 項に規定する製造業に限る。)に従事する者又は都道府県知事若しくは地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)第 5 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市及び特別区の長が生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者が行わなければならない。ただし、その者の監督の下に行われる場合は、この限りでない。 |
| | 一般規定 (衛生的取扱 い、温度管理) | (4) 加工は、肉塊が病原微生物により汚染しないよう衛生的に行わなければならない。また、加工は、加熱殺菌をする場合を除き、肉塊の表面の温度が 10° を超えることのないようにして行わなければならない。 |
| | 一般規定 (汚染の内部 拡大防止) | (5) 加工に当たっては、刃を用いてその原形を保ったまま筋及び繊維を短く切断する処理、調味料に浸潤させる処理、他の食肉の断片を結着させ成形する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理をしてはならない。 |
| | 加工基準 (原料肉の取 扱い) | (6) 加工に使用する肉塊は、凍結させていないものであって、 衛生的に枝肉から切り出されたものでなければならない。 |
| | 加工基準 (加熱 又は同等の措 置) | (7)(6)の処理を行った肉塊は、処理後速やかに、気密性のある清潔で衛生的な容器包装に入れ、密封し、肉塊の表面から深さ1cm以上の部分までを60°で2分間以上加熱する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌を行った後、速やかに4°以下に冷却しなければならない。 |
| | 加工基準(加熱の記録) | (8)(7)の加熱殺菌に係る温度及び時間の記録は、1年間保存しなければならない。 |
| 保存基準 | (1) 生食用食肉は、4°以下で保存しなければならない。ただし、生食用食肉を凍結させたものにあっては、これを-15°以下で保存しなければならない。(2) 生食用食肉は、清潔で衛生的な容器包装に入れ、保存しなければならない。 | |
| 調理基準 | (1) 2の(1)から(5)までの基準は、生食用食肉の調理について準用する。 (2) 調理に使用する肉塊は、2の(6)及び(7)の処理を経たものでなければならない。 | |
| | (3) 調理を行った生食用食肉は、速やかに提供しなければならない。 | |